

消費税引き上げ分の地方消費税交付金(社会保障財源化分)の用途について

平成26年4月1日から消費税及び地方消費税が5%から8%へ引き上げられ、令和元年10月1日から8%から10%へ引き上げられたことに伴う地方消費税交付金の増収分については、その用途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てることとされています。

当町の令和3年度決算における社会保障施策関連経費への充当状況は以下のとおりです。

(歳入) 地方消費税交付金(社会保障財源化分) 110,251 千円

(歳出) 社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費 1,654,647 千円

【歳出内訳】 (単位:千円)

事業名	令和3年度決算額	財源内訳					
		特定財源			一般財源		
		国道支出金	地方債	その他	引き上げ分の地方消費税交付金(社会保障財源化分の市町村交付金)	その他	
社会福祉	社会福祉施設経費	4,656			28	711	3,917
	ぬくもりセンター施設経費	71,389			21,197	7,708	42,484
	ひとり親家庭等医療経費	7,014	1,311			876	4,827
	子ども医療経費	17,026	2,412		58	2,236	12,320
	重度心身しょうがい者医療経費	14,331	6,181		1,707	989	5,454
	高齢者福祉経費	165,759	28,176		287	21,084	116,212
	高齢者福祉施設経費	34,023			10,062	3,680	20,281
	介護支援経費	152,570	11,103			21,725	119,742
	しょうがい者福祉経費	300,331	202,547	28,500	59	10,631	58,594
	児童福祉総務経費	4,128	2,023			323	1,782
	子育て支援経費	48,002	12,822			5,403	29,777
	認定子ども園運営経費	360,836	200,455	8,800	22	23,275	128,284
	児童手当経費	276,892	266,681			1,568	8,643
	母子保健経費	22,185	23		4	3,403	18,755
小計	1,479,142	733,734	37,300	33,424	103,612	571,072	
保健衛生	地域保健経費	76,834	37,478		15,195	3,710	20,451
	予防経費	96,552	76,194		3,399	2,604	14,355
	保健センター管理経費	2,119				325	1,794
	小計	175,505	113,672		18,594	6,639	36,600
合計	1,654,647	847,406	37,300	52,018	110,251	607,672	

※地方消費税交付金(社会保障財源化分)は、各事業に要する一般財源の比率に応じて按分して充当しています。